

平成22年9月吉日

各保険医療機関等の長 殿

茨城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

小児（乳幼児）医療福祉制度の改正について

医療福祉制度の実施につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、平成22年10月1日から、少子化対策の一環として子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、対象年齢を現在の未就学児までから小学校3年生にまで拡大し、併せて制度名称を「乳幼児医療福祉制度」から「小児医療福祉制度」に改めさせていただくこととなりました。改正内容等については、下記のとおりとなりますので、趣旨をご理解のうえご協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 制度名称 : 小児医療福祉制度（旧名称：乳幼児医療福祉制度）
- 2 実施時期 : 平成22年10月診療分から
- 3 公費負担者番号 : 乳児 8108△△△▲
幼児（3歳未満） 8208△△△▲
幼児（3歳以上） 8908△△△▲
児童（7歳以上） 8008△△△▲※平成22年10月～
※ 医療福祉費受給者証に記載されています。

△△△は市町村番号
▲は検証番号

- 4 給付内容
健康保険各法の規定による一部負担金から、自己負担金を除いた額を給付します。
- 5 自己負担金
外来： 医療機関ごとに1日600円を限度とし、月2回まで（※調剤はなし）
入院： 医療機関ごとに1日300円を限度とし、月3,000円まで（※調剤はなし）
☆従来と変更はありません。
- 6 医療福祉費の請求
これまでの受給者と同様に、診療報酬明細書（レセプト）の公費欄記入により、医療福祉費を請求願います。